

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年12月22日（月）午後1時30分から午後2時20分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、立野義弘、中井隆行、堀井律子

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

東 秀一、堀井律子

6 県職員等

水産漁港課 南條副主幹、中島主任（内水面漁場管理委員会事務局兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課水産担当課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）第5種共同漁業の漁場計画（素案）の事前協議について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料1～4に基づき説明があった。

令和8年9月1日に予定されている第5種共同漁業権の一斉切替えに向けて、県は、漁業権免許の内容を定めた漁場計画の策定作業を進めている。計画の策定にあたっては、漁業権者から令和6年度及び令和7年度の2度にわたって要望調査およびヒアリングを実施してきた。また、新規の漁業権区域と漁業権魚種については、今年度の7月と10月の委員会で審議いただくとともに、8月には新規要望区域の現地調査も実施していただいた。その結果を踏まえて、県は、漁場計画の素案を作成したので、今回お示しする。

県東部の最も東に位置する内共第1号の笹川から、内共第6号の上市川まで

は、免許期間が令和8年9月1日からの10年間に変更されるのみの修正であり、それ以外は現行の計画と違いはない。上市川上流に設定されている現在の内共第7号及び白岩川上流に設定されている現在の内共第9号については、漁協の解散等に伴い、今後の漁場利用の要望がなかったことから、新たな漁場計画からは削除する。このため、白岩川については、次の漁場計画において内共第7号と番号が1つ繰り上がるとともに、本漁場については、栃津川の漁場区域を第2米道橋下流端まで拡大する変更を加えている。また、神通川から西側の漁場については、それぞれ漁場の番号が2つずつ繰り上がっている。内共第11号の百瀬川では漁業権魚種からニジマスが削除されて、アユが追加され、内共第12号の庄川ではニジマスが削除されて、モクズガニが追加、内共第13号の庄川上流ではニジマスが削除された。

今回提示した漁場計画の素案については、今後、河川管理者等の関係機関との調整や、利害関係人からの意見募集、そして、委員会への諮問を行う予定としており、事前協議として本日の委員会において審議いただきたい。

今後の漁業権免許のスケジュールに関しては、河川管理者等との協議や、利害関係人からの意見聴取を経て、2月上旬に委員会への漁場計画の諮問と増殖指針（案）の協議、3月下旬に公聴会の開催及び漁場計画への委員会からの答申、4月に漁場計画の公示、5月から6月にかけて免許申請、9月1日に漁業権の免許といったスケジュールを予定している。

- 田子委員より、今後のスケジュールに関して、漁業権の免許申請は、漁協の総会で3分の2以上の議決を経たうえで行うこととなっているが、漁協の総会はいつ開催するべきなのか、免許の申請期間（5月16日から6月30日までを予定）よりも早い時期でも良いのか確認したい、と質問があった。
- 中島主任より、総会の開催時期について詳細な定めはなく、免許の申請期間よりも早いタイミングで漁協の総会を開催することとなっても、常識的な範囲であれば問題なく、議事録の署名や押印など適正な議事録の写しを添付して申請していただきたい、と回答があった。
- 田子委員より、令和8年9月1日の免許により庄川では新たにモクズガニが漁業権魚種に追加されるが、免許の日までに遊漁承認証等を印刷する必要がある。印刷の発注時期はかなり早くせざるを得ないが、そのようなことは可能か、質問があった。
- 中島主任より個別に相談に応じたい、と回答があった。
- 東委員より、これまでに利害関係人からの意見聴取で、意見が出されたことはあるのか、質問があった。
- 前田事務局長より、漁業法の改正に伴い新たに加わった手続きであるが、前回5年前の令和3年の漁場計画の見直しにおいては、利害関係人からの意見はなかった、と回答があった。
- 田子委員より、公聴会は、意見を述べたい人がいない場合でも、必ず開催す

るものか、質問があった。

- 中島主任より、公聴会は開催日時等を公示し、意見を述べたい場合は、定められた期日までに発言したい内容を書面に記載して事前に提出するよう求めた上で開催している、と回答があった。
- 前田事務局長より、公聴会は公示して開催するため、結果として、意見を述べたい人がいなかった場合でも開催することとなり、その上で、その後に委員会が引き続いて開催されるのが通例である、と説明があった。
- 田子委員より、公聴会では出された意見に対して、誰かが回答することとなるのか、或いは回答しなければならないのか、質問があった。
- 前田事務局長より、公聴会は意見を聞く場であり、その場で誰かが回答しなければならないというものではない、と回答があった。

(2) その他

県水産漁港課の南條副主幹から、資料5に基づき「富山県水産業振興計画の進捗状況」について説明があった。

当委員会では県の内水面漁業振興計画の策定について委員の皆さんにご意見をいただいたが、その上位計画である、海面を含めた県水産業振興計画の進捗状況について、今回説明させていただく。水産業振興計画では5つの基本施策のもと23のKPIを設定しており、そのうち、内水面漁業の振興に係るものは「主要4魚種漁場における自主放流を実施した漁場数」の1項目である。主要4魚種とは、アユ、イワナ、ヤマメ、サクラマスである。

KPIは、基準年である令和5年には22漁場であったが、現状値となる令和6年度には18漁場に減少している。この理由としては、白龍漁協の解散により2漁場で自主放流が実施されなくなったことと、中新川漁協の白岩川にいて豪雨被害からの復旧工事の実施のため2漁場で自主放流が実施できていない、といった事情があるためである。これら4魚種の漁業権が設定された漁場が、県内には42あるが、今年度新たに始まった県の支援事業を活用していただきながら、令和13年度には30漁場で自主放流することを目標として進めてまいりたい。

- 田子委員より、漁業権の漁場としては現在16漁場との認識であり、ここで言う漁場数の42漁場はどのような方法で計数するのか、と質問があった。
- 南條副主幹から、次のとおり回答があった。漁場数は魚種別にカウントしていくことから、主要4魚種のいる漁場数をそれぞれ足し合わせていったものの合計である。今後、自主放流する漁場を増やしていただきたいと考えている。

事務局の前田事務局長から、資料6に基づき「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会における照会・協議事項」について説明があった。

委員会の皆さんのご意見も参考に、ブロック協議会において、富山県から内

水面遊漁に係る水難事故防止に向けた普及啓発の取組みについて、各府県に照会を行った。全体として、普及啓発の取組みは限定的であることが明らかとなった。そのような中、福井県の九頭竜川流域では、地元の町と漁協が警察や消防と連携してパトロールや訓練を定例的に実施している事例や、ダム管理者と注意喚起等に取り組む事例があった。それ以外には、遊漁券やHPへの注意事項の記載、釣り具メーカーによる啓発、ダム管理者による水位情報の提供などがあった。地域や河川により状況が異なることから統一的な対策は難しいが、それぞれの立場で今後注意喚起していくことが重要である。

説明に対して、委員から意見や質問等は無かった。

(3) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和8年2月3日（火）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年12月22日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____